

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	石破内閣の下で進められる防衛力強化の取組 －第 217 回国会（常会）における防衛論議の焦点－
著者 / 所属	天池 恭子・藤川 隆明・奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室 佐久間 惇 / 前外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	477 号
刊行日	2025-7-25
頁	76-91
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20250725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

石破内閣の下で進められる防衛力強化の取組

— 第217回国会（常会）における防衛論議の焦点 —

天池 恭子

藤川 隆明

奥利 匡史

（外交防衛委員会調査室）

佐久間 惇

（前外交防衛委員会調査室）

1. はじめに
2. 2025年度の防衛関係費をめぐる議論
3. 自衛隊の組織の改編及び自衛官等の人材確保のための制度の整備をめぐる議論
4. 物品役務相互提供協定（ACSA）をめぐる議論
5. 円滑化協定（RAA）をめぐる議論

1. はじめに

2024年10月1日、岸田文雄内閣が総辞職し、新たに石破茂内閣が発足した。石破内閣総理大臣は、2025年1月24日、第217回国会（常会）冒頭の施政方針演説において「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、我が国の独立と平和、人々の暮らしを守り抜くためには、バランス・オブ・パワーに常に最大限の注意を払い、我が国自身の能力を高める、日米同盟を更なる高みに引き上げる、同志国との連携を更に拡大・深化する、こうした取組を進めなければなりません。」と述べた。その上で、岸田前内閣の下で策定された国家安全保障戦略等に基づき、防衛力の抜本的強化を着実に進めることや、自衛隊の人的基盤の強化に取り組むことなどを示した¹。

岸田前内閣において決定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（いずれも2022年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）のいわゆる戦略三文書は策定から3年目を迎えた。このうち、防衛力整備計画は2023年度からの5か年計画であり、2025年

¹ 第217回国会参議院本会議録第1号8頁（2025.1.24）等

度は同計画期間の中間点にも当たる。第217回国会においては、防衛力整備計画に基づき2025年度当初予算に防衛関係費として計上された各種事業の内容や、同計画の進捗等について議論が交わされた。

また、第217回国会には、自衛隊の任務の円滑な遂行を図ることを目的として、防衛省設置法等の一部を改正する法律案（以下「防衛省設置法等一部改正案」という。）が国会に提出されたほか、防衛省・自衛隊の活動に関する条約として、フィリピンとの円滑化協定及びイタリアとの物品役務相互提供協定の承認案件が国会に提出され、これらの条約の実施に係る国内法の整備も行われた。これらの国会審議を通じて、主に自衛官の処遇改善や同志国等との連携の在り方などについても議論がなされた。

本稿では、防衛関係費やこれらの法案・条約の審査における議論を中心に、第217回国会での防衛に関する国会論議²を概観する。なお、肩書はいずれも当時のものとする。

2. 2025年度の防衛関係費をめぐる議論

2025年度の防衛省予算には、所要額8兆7,005億円が計上されている³ところ、その認識を問われた中谷元防衛大臣は、当該予算額は、今の我が国の国防に必要な予算を全部積み上げた数字でもあり、これまでの装備（品）購入等の後年度負担の経費も含めた額でもある旨述べ、ぎりぎりの精査を行った上で積み立てた数字であるとして、その必要性を説明した⁴。

（1）反撃能力に活用するスタンドオフ防衛能力の整備

2025年度予算には、スタンドオフ防衛能力の事業に係る予算として9,390億円が計上されているところ、反撃能力をどのように構築し、抑止力を向上させるのかが問われた。政府は、国家防衛戦略におけるスタンドオフ防衛能力の記載⁵を紹介し、反撃能力は、スタンドオフ防衛能力などを活用するものだが、下記ア～ウのようなスタンドオフ防衛能力に係る事業を含め、防衛力の抜本的強化を着実に進めることで、抑止力、対処力を向上させ、我が国に対する武力攻撃そのものの可能性を低下させていく旨説明している⁶。

ア 12式地对艦誘導弾能力向上型の取得

12式地对艦誘導弾能力向上型の取得については、研究開発が完了してから量産を開始

² 第217回国会においては、各年度の防衛関係費と密接に関連する防衛力整備計画（2022年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）についても、その進捗状況を含め活発な議論が行われているところ、この点については、本号掲載の藤川隆明「防衛力整備計画に関する国会論議－計画3年度目の進捗状況及び今後の方針並びに米国政権の影響－」を参照されたい。また、能動的サイバー防御導入に伴う自衛隊法改正に係る国会論議は、本号掲載の藤川隆明「サイバー空間における自衛隊のアクセス・無害化措置－能動的サイバー防御導入に伴う自衛隊法改正の概要と国会論議－」を参照されたい。

³ 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）関係経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分を含む。

⁴ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号36頁（2025.3.24）

⁵ スタンドオフ防衛能力の強化について、まず、我が国への侵攻がどの地域で生起しても、我が国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊などを阻止、排除できる必要かつ十分な能力を保有し、次に、各種プラットフォームから発射でき、また、高速滑空飛翔や極超音速飛翔といった多様かつ迎撃困難な能力を強化することとしている。

⁶ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号36～37頁（2025.3.24）大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

するのではなく、(研究開発で) 所要の性能を達成する一定の見通しを得たところで量産に着手するとされているところ、その必要性が問われた。中谷防衛大臣は、ミサイルの脅威が年々高くなり、スタンドオフ防衛能力の強化は我が国の防衛の喫緊の課題であり、一刻も早く部隊配備をする必要があるという、現在の防衛省の考え方を説明した上で、12式は、開発完了後に量産を開始する場合に比べて、配備時期を大幅に前倒しすることができる旨説明した⁷。

また、開発終了前に量産を開始するのでは、開発が完了した段階で、先に量産したものが不良品となるリスクはないのかが問われた。政府は、(量産事業に先行している) 開発事業では、所要の性能を達成するという一定の見通しを得ている旨、(量産事業と) 並行する開発事業の試験結果等は、必要に応じてタイムリーに量産事業に反映していく旨、その上で、事業の進捗管理やリスク管理を行うことで、仮にリスクが顕在化しても、速やかに対処できる旨説明した⁸。中谷防衛大臣は、(弾を) 完成させる以上は、精度にしても、能力にしても、正確なものにしていくよう目標としている旨答弁している⁹。

なお、12式地对艦誘導弾能力向上型の具体的な配備場所については、現在検討中であり、総合的に検討した上で今後適切な時期に決定する旨、その上で、配備に当たっては、地元への丁寧な説明、適切な情報提供に努める旨説明されている¹⁰。

イ トマホークの発射プラットフォームとなる艦艇の改修

トマホークについては、イージス艦に順次搭載をする計画とされ、2025年度予算には、トマホーク発射機能の艦艇への付加に係る経費として、18億円が計上された。政府は、2025年度には、イージス艦「ちょうかい」にトマホーク発射機能を付加するための改修が行われる予定だが、具体的な時期は調整中である旨説明した¹¹。また、自衛隊に配備されるトマホークの整備場所も、現在検討中である旨説明されている¹²。

ウ 衛星コンステレーションの構築

衛星コンステレーションの構築に係る予算額2,832億円は、(相応の時間が必要になり得る衛星製造のための予算ではなく、) 衛星画像の取得に関するもの¹³であり、2027年度の本格的運用を前に、2025年度予算の段階で2,832億円を計上する必要があるのかが問われた。政府は、企業側の視点に立てば、単年度ごとの契約では多数の衛星の製造や打ち上げを短期間で行うことが難しく、2027年度までに衛星コンステレーションの構築を実現するためには、長期間にわたる経費が必要であるとの考えから、2025年度予算に費用を計上した旨説明した¹⁴。

⁷ 第217回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号13頁(2025.2.27)

⁸ 第217回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号13頁(2025.2.27) 嶺康晴防衛装備庁プロジェクト管理部長答弁

⁹ 第217回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号13頁(2025.2.27)

¹⁰ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第3号5頁(2025.3.25) 中谷元防衛大臣答弁

¹¹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号22～23頁(2025.3.24) 青柳肇防衛省整備計画局長答弁

¹² 第217回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第2号16頁(2025.2.28) 中谷元防衛大臣答弁

¹³ 2025年度予算に計上されている2,832億円は、衛星を製造する経費ではなく、衛星からの画像取得に係る経費、地上施設の利用等に係る経費と説明されている(第217回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号12頁(2025.2.27) 中谷元防衛大臣答弁)。

¹⁴ 第217回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号12頁(2025.2.27) 大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

（２）無人アセット

無人アセットについて、どのような機能を持ったものを整備し、活用するのかが問われた。政府は、2025年度予算に計上されている表の事業を例に挙げ、長期連続運用可能等の特性がある無人アセットを、①従来有人のアセットが実施していた業務の効率化や、②無人アセットの導入により新たに可能となる形態のオペレーションに活用していく旨説明した¹⁵。

表 2025年度予算に計上されている無人アセットの活用例

- | |
|---|
| 1. 狭域用の無人航空機（UAV）、中域用のUAV、小型艦載型のUAV：従来ヘリコプターが担っていた情報収集活動を効率化するとともに、危険な状況下での偵察任務を可能とする |
| 2. 滞空型UAV（シーガーディアン）：従来哨戒機で行っていた警戒監視活動を効率化するとともに、長時間の連続的な活動を可能とする |
| 3. 小型攻撃用のUAV：アセット自体が対象に近づき攻撃するという、従来型のアセットではできなかったオペレーションを可能とする |

（３）防衛装備移転円滑化基金

第217回国会においては、企業が仕様等の調整に要する資金を助成する防衛装備移転円滑化基金¹⁶について質疑が行われた。当該基金には、2023年度予算及び2024年度予算において、それぞれ400億円ずつが計上されているが、助成を認定されたものは15億円であった¹⁷。この点、2025年度予算にも400億円が計上されているところ、その必要性が問われたものである。中谷防衛大臣は、2025年度の予算は、予算要求時点において改めて装備移転の可能性及び認定の可能性を精査し、同年度までに円滑な装備移転に支障を来さない規模として1,200億円程度が必要となる見込みがあったことから、(2025年度予算に) 400億円を計上したものであり、防衛装備移転を実現するために必要な予算であり、基金の予算削減が必要という指摘は当たらない旨説明した¹⁸。

（４）人的基盤強化

2024年10月に設置された、石破内閣総理大臣を議長とする「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられ、2025年度予算には、関連事業に係る4,097億円が計上された。一方で、当該会議における検討は、自衛官のみであるとし、研究職を例に、自衛官のみでなく自衛隊員全体で人材確保を進めるべきではないかとの問題提起がなされた。石破内閣総理大臣は、(対象を)自衛官に限ったのは、精強性、若年退職制に着目をしたものである旨説明し、研究職技官の処遇・実態について

¹⁵ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号37頁（2025.3.24）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

¹⁶ 当該基金は、防衛装備の移転に当たり、我が国の安全保障の観点から適切なものとするために取組を促進することを目的として、防衛大臣の求めにより、相手国との防衛協力の内容に応じて企業が行う仕様等の調整に要する資金を助成するものである（第217回国会衆議院予算委員会会議録第4号19頁（2025.2.4）中谷元防衛大臣答弁）。

¹⁷ 加えて、15億円は認定したものの規模であり、契約をしているのはその一部（1億円）と説明されている（第217回国会衆議院予算委員会会議録第5号12頁（2025.2.5）石川武防衛装備庁長官答弁）。

¹⁸ 第217回国会衆議院予算委員会会議録第4号19～22頁（2025.2.4）

把握し、必要な改善に努める旨見解を示した¹⁹。なお、防衛省の中では、自衛隊員も含めた処遇改善の検討はなされている旨説明されている²⁰。

（５）在日米軍関係経費

2025年１月に米国で、同盟国に対して国防費の増額の必要性を主張していたドナルド・トランプ大統領が就任したところ、第217回国会においては、在日米軍関係経費についての質疑も行われた。政府は、2025年度予算において防衛省で計上している在日米軍関係経費は、全体で約6,829億円である旨説明した²¹。当該経費のうち、同盟強靱化予算（約2,274億円）については、中谷防衛大臣、岩屋毅外務大臣ともに、日米両政府の合意に基づいて適切に分担されてきていると考えている旨、日米での適切な経費負担の在り方については、今後とも不断に検討したい旨見解が示されている²²。

３．自衛隊の組織の改編及び自衛官等の人材確保のための制度の整備をめぐる議論

第217回国会では、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずる防衛省設置法等一部改正案²³が、衆参両院における審議を経て、2025年５月21日の参議院本会議において多数をもって可決された。ここでは、自衛隊の組織の改編及び自衛官等の人材確保のための制度の整備に関する議論を取り上げたい。

（１）自衛隊の組織の改編

ア 自衛官の定数の変更

本法律案では、自衛官の定数の総計24万7,154人は変更せず、陸上自衛隊364人減、海上自衛隊10人増、航空自衛隊124人増、共同の部隊230人増とし、航空自衛隊宇宙作戦団の新編、イーゲス・システム搭載艦導入に伴う体制整備、自衛隊サイバー防衛隊の体制強化等に必要の人員を確保するとしている。

定数の総計を増やさずに防衛力の抜本的強化を行うことについて、中谷防衛大臣は、自衛官定数の総計を維持しながら新たな戦い方を遂行できる組織を構築すべく、既存の部隊の見直し、旧式装備品の廃止、省人化、無人化装備、ＡＩの導入などを行い、部隊の高度化を図るとともに、民間委託等の部外の積極的な活用も広げている旨述べた²⁴。

¹⁹ 第217回国会参議院予算委員会会議録第２号37頁（2025.3.5）

²⁰ 第217回国会参議院予算委員会会議録第２号37頁（2025.3.5）中谷元防衛大臣答弁

²¹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第９号（2025.4.22）森田治男防衛省地方協力局次長答弁。同答弁において、内訳が、同盟強靱化予算として約2,274億円、周辺対策や施設の借料等として約2,298億円、ＳＡＣＯ関係経費として約111億円、米軍再編関係経費として約2,146億円である旨説明されている。

²² 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号（2025.4.24）中谷元防衛大臣答弁、第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号（2025.6.3）岩屋毅外務大臣答弁

²³ 内容等は、佐久間惇「防衛省設置法等一部改正案」『立法と調査』No.474（2025.4.14）80～84頁を参照されたい。なお、本法律案が付託された衆議院安全保障委員会及び参議院外交防衛委員会において、自衛官のさらなる処遇改善に向け取り組むことなどを政府に求める附帯決議が付されている。

²⁴ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025.5.20）

サイバー専門部隊の人員確保や人材育成について、政府は、通信職種を主体としつつも、他の職種等からもサイバー分野に適性のある人材を集め、経験した教育や勤務の内容、組織としてのバランスを踏まえた配置を行っており、また、システム運用の基礎的事項から高度なサイバー専門教育まで様々な課程教育を部内に設け、教育を行うほか、サイバー専門部隊での実務や企業研修、さらには国内外の教育機関への留学などを通じ、その専門性を高めていくことになる旨答弁した²⁵。また、政府は、このような教育や研修に加えて、米国や英国を始めとする諸外国との間でサイバー演習や協議を積極的に行い、隊員が実践的な経験を積むことができる機会を確保しているほか、技術の進展も速い世界であるというサイバー分野の特性を踏まえて、サイバー人材の確保、育成に係る施策、防衛省サイバー人材総合戦略についても、必要に応じて適時適切に検討、見直しを行うことが重要である旨答弁した²⁶。民間企業のサイバー人材の活用について、中谷防衛大臣は、非常勤のサイバーセキュリティーアドバイザーの採用、事務官等や自衛官への経験者の採用、サイバー予備自衛官の拡充、官民人事交流制度の活用などの取組を通じて、サイバーの高度な専門知見を持つ外部人材の取り込みを図っている旨説明した²⁷。

イ 陸上自衛隊の補給統制本部の補給本部への改編

政府は、機動運用される部隊に適切に後方支援を行うため、補給処が所在する方面の警備区域をまたいで、より円滑な補給の実施や装備品等の整備を行うことが可能な体制を構築することが必要となっており、補給本部長が全国の各補給処を一元的に指揮監督する体制を構築することとして、自衛官の定員も約940名から970名へと増員することとし、また、必要な場合には方面隊を指揮し得る陸上総隊司令官に補給本部長を指揮監督させることができるほか、平素から方面総監と補給本部長、各補給処長の間に密接な連携を維持して、方面総監のニーズを適時適切に反映させる体制を取る旨答弁した²⁸。

ウ 海上自衛隊の水上艦隊の新編

政府は、近年の周辺国の海洋活動の急速な拡大、活発化を受け、平素の警戒監視を主任務とする哨戒防備群を新編することで、警戒監視の所要に的確に対応するとともに、有事において高度な任務に従事する護衛艦部隊として新編する水上戦群の錬成機会を確保することとしており、あわせて、円滑な部隊運用や練度管理を実現するために、掃海隊群と地方隊に分散している掃海艇等を水陸両用戦機雷戦群として集約した上で、水上艦隊隷下とし、水陸両用戦機雷戦群の司令部は、相浦駐屯地に所在する陸上自衛隊水陸機動団との連携等を考慮して、佐世保に置くこととした旨答弁した²⁹。

水上戦群の運用について、政府は、各群が常時即応態勢を確保するために3個群に集約して、1個群当たりの隻数を増やすことで、各群の中で即応、修理、修理明けの錬成

²⁵ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025. 5. 20）家護谷昌徳防衛省大臣官房サイバーセキュリティー・情報化審議官答弁

²⁶ 第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第7号（2025. 4. 11）家護谷昌徳防衛省大臣官房サイバーセキュリティー・情報化審議官答弁

²⁷ 第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第7号（2025. 4. 11）

²⁸ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025. 5. 20）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

²⁹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号（2025. 5. 15）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

のサイクルを回す体制としたいと考えており、これにより、群の中において個艦単位での細やかな練度管理を実施できるようになり、さらに、個別の艦艇の修理所要にも柔軟に対応することで、即応可能な群を増やすことが可能になる旨の考えを示した³⁰。

また、中谷防衛大臣は、水上艦隊は、隷下に水上戦群、水陸両用戦機雷戦群及び哨戒防備群を置くこととしており、隷下の艦艇の数は護衛艦隊より増加するため、司令部要員の人数も現在の護衛艦隊司令部約60名から70名に増員する予定である旨述べた³¹。

エ 海上自衛隊の情報作戦集団の新編

政府は、現在、情報の収集、分析、対処という情報戦に係る機能が自衛艦隊隷下、各地方隊隷下、大臣直轄部隊に分散しており、各組織固有の観点からの情報の収集、分析となるため、海上自衛隊全体としての総合的な情報の収集、分析体制や、情報成果の活用に課題があり、情報戦に係る機能を有する部隊を整理、集約して、情報戦基幹部隊として情報作戦集団を新編することにより、効果的、効率的な情報の収集、分析が行われることで、海上自衛隊における情報戦への対応能力が強化される旨述べた³²。

防衛省・自衛隊全体としての今後の情報戦対処と必要な体制整備について、中谷防衛大臣は、多様な情報収集能力を獲得し、他国が流布する情報の真偽や意図などを見極め、様々な手段で偽情報の無力化などを行うとともに、適切な情報を迅速かつ戦略的に発信するといった手段により情報戦に取り組むこととしており、このような考えの下で、情報戦対応の中核を担う情報本部に専門の部署を設置するとともに、部隊レベルにおける情報戦への対応能力を強化するために、陸上自衛隊情報作戦隊及び海上自衛隊情報作戦集団を新編して体制強化を進めるなど、政策部門、情報部門、運用部門が一体となって収集、分析、発信のあらゆる段階において必要な措置を講じる旨説明した³³。

(2) 自衛官等の人材確保のための制度の整備

ア 航空管制官手当の新設

政府は、自衛隊の航空管制官は、専用の資格を取得する必要があるなど高度のスキルが求められ、航空交通の安全確保という重い責任を持つ中、これまでは困難性等の高い個別の業務に着目し、当該業務を行った日のみに航空管制手当を支給していたが、航空管制官の任務の重要性等を踏まえて、航空管制官に配置されているという恒常的な特殊性自体を評価した月額の手当を新設することとした旨説明するとともに、これにより、自衛隊以外の航空管制官の待遇と比較して、ほぼ同等と考えてよい旨の認識を示した³⁴。

イ 航空手当の引上げ

政府は、航空手当は、航空機の乗員の肉体的、精神的負担が極めて大きいことに加え、昼夜の別なく飛行できる即応態勢を維持するための勤務体制を評価し、俸給の80%以内としてきたところ、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、航空機の乗

³⁰ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025. 5. 20）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

³¹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025. 5. 20）

³² 第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第7号（2025. 4. 11）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

³³ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025. 5. 20）

³⁴ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号（2025. 5. 15）青木健至防衛省人事教育局長答弁

員の業務の特殊性の増大等を踏まえて、上限を10%引き上げることとし、支給対象の航空機の中でも危険性、困難性等が最も高い戦闘機等の操縦士に対する支給割合を上限として法律で定めており、今般その上限を90%と定めたものであり、それ以外の航空機乗員に対する割合を90%より下のものとして政令で定めることにした旨説明した³⁵。

ウ 指定場所生活調整金の新設

政府は、指定場所生活調整金は、即応のための不慣れな集団生活を強いられる入隊後の自衛官がモチベーションを維持向上させ、士気高く精強な自衛隊を維持することを後押しすることが目的であり³⁶、1年ごとに20万円を、不慣れな生活環境を調整する期間として、採用から6年間支給することとした旨答弁した³⁷。なお、政府は、公布日において入隊6年未満であれば、既に入隊している者も対象になるが³⁸、即応態勢が求められていない陸上自衛隊高等工科学校の生徒や航空学生は対象としていない旨説明した³⁹。

エ 自衛官候補生の廃止

政府は、自衛官候補生は、任期制士に任官するまでの間、自衛官の身分は付与されず、自衛隊の任務に従事することはないため、任期制士を当初から自衛官として採用することにより、必要に応じ自衛隊の任務に従事することが可能となることや、自衛官候補生は、自衛官の二士として入隊する一般曹候補生より初任給が低く抑えられており、他の公安系の公務員と比べて給与面で見劣りするという一方で、採用活動において不利になっているという現状があり、これらを踏まえた措置である旨答弁した⁴⁰。

新たな任期制士の教育について、政府は、一般曹候補生等と同様に、まずは教育隊等において入隊当初の教育訓練を実施し、速やかに自衛官として必要な知識、技能を習得させることを考えており、教育訓練の期間中に任務に従事する必要が生じた場合でも、その教育訓練の進捗度合いに応じて任務を付与することになり、こうしたことを募集要項やホームページに記載して、不安の払拭を図る旨の考えを示した⁴¹。

オ 自衛官の定年退職等後の再任用の見直し

定年退職等の後に自衛官としての勤務から一旦離れた者も再任用の対象とすることについて、政府は、近年、有為な人材の確保が課題になっていることもあり、また、定年退職後に自衛官の勤務から一旦離れた者でも体力や能力等を有する者はおり、積極的に活用することが必要という判断に至ったものであり、再任用者の採用を倍増させたい旨述べた⁴²。

カ 予備自衛官等の処遇改善

予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当の引上げについて、政府は、予備自衛官等よ

³⁵ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025. 5. 20）青木健至防衛省人事教育局長答弁

³⁶ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025. 5. 20）青木健至防衛省人事教育局長答弁

³⁷ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号（2025. 5. 15）青木健至防衛省人事教育局長答弁、第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第7号（2025. 4. 11）青木健至防衛省人事教育局長答弁

³⁸ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号（2025. 5. 15）青木健至防衛省人事教育局長答弁

³⁹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（2025. 5. 20）青木健至防衛省人事教育局長答弁

⁴⁰ 第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第8号（2025. 4. 17）青木健至防衛省人事教育局長答弁

⁴¹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号（2025. 5. 15）青木健至防衛省人事教育局長答弁

⁴² 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号（2025. 5. 15）青木健至防衛省人事教育局長答弁

り常備の自衛官を優先しており、予備自衛官等の手当が、数十年にわたり、長い間据え置かれていたという実態があったが、関係閣僚会議で取りまとめられた基本方針⁴³において、有事や災害に際しては自衛官となって防衛力を急速に増強する役割を担い、継戦能力の上でも重要な存在である予備自衛官についても、処遇改善を図ることとされ、これを踏まえて、大幅に増額することにしたものである旨説明した⁴⁴。

事業を営む予備自衛官等に対する当該事業の継続に資するための給付金の新設について、政府は、事業を営む予備自衛官等が招集に応じ、自ら事業を行うことができない間においてもその事業を行っている実態の確認が必要であり、確定申告書や開業等の届出書、取引先との請負契約書や業務委託契約書で確認する旨の考えを示した⁴⁵。

キ 防衛大学校の学生の外国士官学校の留学費用償還制度の新設

政府は、一般職の国家公務員は、通常2年から4年の留学に対して5年の償還期間を設けており、これを踏まえて検討し、米国士官学校での4年間の教育と防衛大学校での1年2か月の教育の合計5年2か月に対して8年間という償還期間を設けることとしたものであり、留学を経験した学生には、自衛隊での勤務に加え、内局、外務省、国家安全保障局（NSS）において我が国の安全保障政策の中核を担う、あるいは国際機関等で活躍するというように、組織の枠を超えて働いてキャリアアップすることを期待している旨述べた⁴⁶。

4. 物品役務相互提供協定（ACSA）をめぐる議論

2024年11月25日、我が国政府はイタリアとの物品役務相互提供協定（日伊ACSA）⁴⁷に署名し、2025年2月25日に本協定の承認案件を国会に提出した。本協定は、自衛隊とイタリア軍が共同で活動する際に、物品や役務を相互に提供する場合の決済手続等を定めるものであり⁴⁸、6月6日の参議院本会議で多数をもって承認された。

また、ACSAをめぐるのは、先述の防衛省設置法等一部改正案において、従来ACSAの締約相手国ごとに定めてきた自衛隊法等の規定を統合し、米国以外の締約国とのACSAの国内担保法を共通規定化することとされ、第217回国会では国内担保法の在り方も含めて議論が交わされた。

（1）日伊ACSA

政府は、日本とイタリアは、自由、民主主義、人権及び法の支配という基本的価値を共有する重要なパートナーであり、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて共に取り組む意思を共有しているとした上で、近年、両国間では安全保障、防衛分野での協力が大き

⁴³ 本稿「2. 2025年度の防衛関係費をめぐる議論（4）人的基盤強化」を参照されたい。

⁴⁴ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第8号（2025.4.17）青木健至防衛省人事教育局長答弁

⁴⁵ 第217回国会参議院外交防衛委員会議録第13号（2025.5.15）青木健至防衛省人事教育局長答弁

⁴⁶ 第217回国会参議院外交防衛委員会議録第14号（2025.5.20）青木健至防衛省人事教育局長答弁

⁴⁷ 正式名称は、「日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定」

⁴⁸ 本協定の主な内容等は、佐久間惇「日・イタリア物品役務相互提供協定」『立法と調査』第474号（2025.4.14）104～107頁を参照されたい。

く進展しており、こうした中、本協定を締結することは、我が国の安全保障に資するのみならず、両国が国際社会の平和及び安全に積極的に寄与することにつながると説明する⁴⁹。

日伊 A C S A の適用が想定される活動は、これまでの自衛隊とイタリア軍隊との活動実績を踏まえると、共同訓練、P K O を始めとする国際平和協力業務、人道的な国際支援活動、大規模災害への対処などであり⁵⁰、存立危機事態の下で自衛隊とイタリア軍隊が実施する物品・役務の提供も、法理上は本協定の適用対象となるが、同事態における協力や、同事態を想定した共同訓練も想定されず⁵¹、そのような前提の訓練や協力について両国の防衛当局間で協議を行う予定もないとしている⁵²。

なお、イタリアとの関係では、英国を含めた日英伊の3か国で次期戦闘機の共同開発を実施している（グローバル戦闘航空プログラム（G C A P））。この次期戦闘機の開発における日伊 A C S A の意義について問われたのに対し、政府は、一般論と断った上で、日伊 A C S A により、自衛隊とイタリア軍との間で物品・役務の相互提供を円滑に行うことが可能となることで、将来的な装備品の共同運用、維持整備を含め、両者が共に活動に従事する現場でより緊密な連携が促進されとし、航空機に関連する物品・役務の相互の提供の具体例として、搭乗員に対する食料や宿泊等の提供、航空機が消費する燃料、部品、構成品の提供、修理業務の提供等が円滑に行われることが想定される旨説明した⁵³。

このほか、弾薬の提供については、平和安全法制制定時のいわゆる五党合意⁵⁴において、緊急の必要性が極めて高い状況下にのみ想定されるものであって、他国部隊の要員等の生命、身体を保護するために使用される弾薬の提供に限ることとされ、政府もこの趣旨を尊重するとしているが、今般イタリア側にもこの点を説明し、理解を得たとされている⁵⁵。

（２）A C S A 国内担保法の共通規定化

相手国ごとに個別に条文を置いてきた従来の A C S A の国内担保法について中谷防衛大臣は、A C S A の適用対象となる活動の範囲、提供される物品・役務の類型を確認するためには、締結相手国ごとに個別の条文を参照することが必要になり、一見して分かりにくい状況にあったとの認識を示した⁵⁶。

そして、A C S A 関連条文の共通規定化には、従来のように相手国ごとに個別の条文を参照することなく、A C S A の適用対象となる活動の範囲及び提供される物品・役務の類型を総覧できるようになり、また、潜在的な A C S A 締結国に対して、我が国との A C S

⁴⁹ 第 217 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 18 号（2025. 6. 5）北川克郎外務省欧州局長答弁等

⁵⁰ 第 217 回国会衆議院外務委員会会議録第 11 号（2025. 5. 9）岩屋毅外務大臣答弁。なお、締結済みの各国との A C S A に基づく活動ごとの提供実績（直近 5 か年）について、平時の共同訓練は 814 件、連絡調整等の日常的な活動は 2, 135 件、海賊対処は 340 件、大規模災害への対処のための活動は 6 件と説明されている（第 217 回国会衆議院外務委員会会議録第 11 号（2025. 5. 9）本田太郎防衛副大臣答弁）。

⁵¹ 第 217 回国会衆議院外務委員会会議録第 11 号（2025. 5. 9）岩屋毅外務大臣答弁

⁵² 第 217 回国会衆議院外務委員会会議録第 11 号（2025. 5. 9）本田太郎防衛副大臣答弁

⁵³ 第 217 回国会衆議院外務委員会会議録第 11 号（2025. 5. 9）有馬孝典防衛省防衛政策局次長答弁

⁵⁴ 「平和安全法制についての合意書」（2015. 9. 16）〈<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/heiwaanze-nhouseigouisyo.pdf>〉（2025. 7. 9 最終アクセス）

⁵⁵ 第 217 回国会衆議院外務委員会会議録第 11 号（2025. 5. 9）岩屋毅外務大臣答弁等

⁵⁶ 第 217 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 13 号（2025. 5. 15）

Aの締結に伴って我が国が実施する国内法の措置について一定の示唆を与えて、今後の新たな協定の交渉を円滑に進めることに資するといった意義があると説明している⁵⁷。

なお、日豪ACSA（現行）及び日英ACSAの国内担保法たる規定を整備する自衛隊法等の改正の際、稲田朋美防衛大臣は、同一内容の規定を相手国ごとに個別に置く背景について、それぞれの規定はそれぞれの相手国軍隊ごとに物品・役務を提供し得る活動タイプのメニューを規定したものであり、結果的に内容が同じになったに過ぎないこと、日豪間又は日英間の議論により、当該メニューに変更が生じた場合、国内担保法の規定に違いが生ずる可能性もあるなどと説明していた⁵⁸。今回の共通規定化について、当時の考え方との整合性を問われたのに対し、政府は、その後の実績を積み重ねて、内容が多数の締約国と基本的に同じであることから定型化しているという判断に至った旨説明した⁵⁹。

また、政府は従来、ACSAがその締結にあたり、国会の承認が必要となる理由を、いわゆる大平三原則⁶⁰に言う法律事項を含む国際約束に該当するためと説明してきた⁶¹。従来の規定ぶりであれば、新たな相手国とACSAが締結される度、当該相手国とのACSAに係る規定を法改正により置かなければならなかったが、今回の共通規定化により、今後、現行法でカバーできるACSAが締結された場合、法改正は行われなかったこととなる。しかし、国内法上の決済手続等に関する規定を維持する必要があることから、法律事項を含む国際約束であることは変わらず、今後締結されるACSAも国会の承認が必要となるとしている⁶²。

（３）ACSAの在り方等

これらの点のほか、ACSA全般の在り方等についても質疑がなされた。

例えば、ACSAに基づく物品・役務の提供については、締約相手国による決済の遅延が会計検査院から指摘されるなどしている⁶³。具体的には、ACSAを適用し、提供した物品・役務の決済が、ACSAの手続取決めに定められた決済期限（１年）以内に実施されていないことが指摘された。この点、償還の実態が質されたのに対し、政府は、一例として、海上自衛隊が提供した物品・役務に係る決済について、会計検査院から指摘を受けた

⁵⁷ 第 217 回国会衆議院安全保障委員会議録第 8 号（2025. 4. 17）中谷元防衛大臣答弁等

⁵⁸ 第 193 回国会衆議院安全保障委員会議録第 6 号 13 頁（2017. 4. 21）

⁵⁹ 第 217 回国会参議院外交防衛委員会議録第 14 号（2025. 5. 20）大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

⁶⁰ 国会承認条約を、①法律事項を含む国際約束、②財政事項を含む国際約束及び③日本と相手国との間、あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定するという意味において政治的に重要な国際約束であって、それゆえに発効のために批准が要件とされているものとする政府の考え方であり、それに基づき実際の運用が行われている。詳細は中内康夫「国会承認条約と大平三原則－1990 年代以降の運用状況と最近の国会論議－」『立法と調査』第 471 号（2024. 12. 10）111～127 頁を参照されたい。

⁶¹ 第 193 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 15 頁（2017. 3. 17）三上正裕外務省大臣官房審議官答弁等

⁶² 第 217 回国会衆議院外務委員会議録第 11 号（2025. 5. 9）岩屋毅外務大臣答弁。なお、参議院外交防衛委員会で、防衛省設置法等一部改正案に付された附帯決議（前掲注 23）では、今後、新たに条約その他の国際約束が署名された際に、当該国際約束が共通規定の指す「物品役務相互提供協定」に該当する場合、本委員会に対し報告することを防衛省に求めることとされた。衆議院安全保障委員会でも同様の附帯決議が付されている。

⁶³ 会計検査院は、海上幕僚長に対し、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた（「物品役務相互提供協定（ACSA）に基づく提供に係る決済について」（2023. 10. 26））。

際に、決済期限を過ぎているにもかかわらず未償還であった110件、約1億3,500万円については、働きかけを様々なレベルで実施したことにより、全て決済が完了したとする一方、その後、新たに決済期限を経過しても償還を受けていない例が発生しているとし、引き続き、提供相手国に対し調整している旨述べた⁶⁴。

また、今後のACSA締結等の見通しについても議論された⁶⁵。具体的には、2025年4月29日の日・フィリピン首脳会談において、両首脳がACSA締結に向けた交渉開始で一致したことに関連して、同国とのACSAの締結の必要性が質された。この点について政府は、自衛隊とフィリピン軍隊との間では、艦艇・航空機の訪問や実務者会合、部隊間交流を含む活発な防衛協力・交流を実施しており、円滑化協定(RAA)(後述)の発効により、相互に相手国における二国間訓練や多国間訓練への参加の機会がさらに増加することも見込まれるとした上で、このような状況の下、ACSAを適用した物品・役務の相互提供を可能とする体制を整備する重要性が高まっていると説明した⁶⁶。

ニュージーランドとの間でも、部隊間交流や航空機・艦艇の派遣等の防衛協力・交流が進展しており、2024年6月19日の日・ニュージーランド首脳会談では、ACSAの議論を加速させることで一致している。政府は、ACSAの協議開始に向けて、引き続き、共同訓練の実施を含む防衛協力・交流を進めるとした⁶⁷。

他方、韓国とのACSA締結の可能性について、岩屋外務大臣は、日韓間では、現下の厳しい安全保障環境について認識を共有できており、その共有された認識に基づいて、どのような協力関係が望ましいか協議をしっかりとしていきたいとした上で、実務レベルではACSAに関する協議も行っているが、締結を前提とした交渉開始には至っていないとしている⁶⁸。

5. 円滑化協定(RAA)をめぐる議論

国家安全保障戦略においては、「同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。」とされており、そのための取組の一つとして「円滑化協定(RAA)の締結」が挙げられている。RAAとは、一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動する際の手続及び同部隊の法的地位等を定めるものであり、既に日豪・日英RAAが発効している。第217回国会においては、各種RAAに規定される措置を日本国内で実施するためのRAA実施法案⁶⁹及びフィリピンとの円滑化協定(日比RAA)⁷⁰の承認案件が提出され、衆参両院における審査を経て、それぞれ2025年4月16日、6

⁶⁴ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号(2025.5.9)坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

⁶⁵ なお、本稿で取り上げた各国のほか、オランダとの間では2025年6月25日、岩屋外務大臣とスホーフ・オランダ首相との懇談において、ACSAの交渉開始で一致した(外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/nl/pageit_000001_02091.html〉(2025.7.9最終アクセス))。

⁶⁶ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号(2025.5.9)金子容三防衛大臣政務官答弁

⁶⁷ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号(2025.5.9)金子容三防衛大臣政務官答弁

⁶⁸ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号(2025.5.9)

⁶⁹ 正式名称は、「日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案」

⁷⁰ 正式名称は、「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」

月6日の参議院本会議で多数をもって可決・承認された⁷¹。

(1) RAA実施法案

ア 本法律案提出の背景

RAAの実施のための国内法として、日豪・日英RAAの発効と同時に、それぞれ個別の国内実施法が施行された（令和5年法律第26号及び27号）。第217回国会に提出されたRAA実施法案は、相手国ごとに整備していたこれらの国内実施法を共通規定化する形で統合するとともに、今後締結することが見込まれるRAAの実施に備えるためのものである。

本法律案を提出した背景について、中谷防衛大臣は、日豪・日英RAAの国内実施法には、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例及び特殊海事損害に係る賠償請求の援助に係る措置が含まれているところ、将来締結されるRAAについて、これらの内容が変わることは基本的に想定されていないので、RAAに関する国内担保措置が定型化していると判断した旨述べた⁷²。また、こうした判断に当たり、既に発効している日豪・日英RAA及びこれらの実施法の下で行われた共同訓練において問題点がなかったという実績の積み上げを踏まえたことに言及した⁷³。加えて、本法律案による共通規定化のメリットについて、相手国ごとに法律を参照することなく国内実施法が規定する担保措置を総覧できることに加え、RAAの締結に伴って我が国が実施する国内法の措置について他国に一定の示唆を与えるものであり、今後のRAAの交渉という観点から有用であるとの考えを示した⁷⁴。

イ 道路運送法及び道路運送車両法の適用が除外される影響

本法律案により、日本国内に所在する締約国の公用車両に対して、道路運送法及び道路運送車両法の一部の規定が除外される。これらの規定には、自動車の所有・使用に関する報告、自動車に関する表示義務、点検整備や車検等に係るものが含まれているが、除外する理由として、政府は、協力活動の円滑化を図るというRAAの趣旨に照らして適当ではないと説明した⁷⁵。

また、除外される規定には、道路運送車両法における自動車の長さ・幅・高さといった基準に係るものも含まれるところ、こうした基準を超える車両が締約国軍隊によって日本国内に持ち込まれることの安全性が問われた。この点、政府は、相手国の軍隊が我が国に持ち込む車両は、それぞれの国で安全性について確認されたものであり、問題のある車両が持ち込まれることはないと言明した⁷⁶。また、RAAにおいては、相手国の公

⁷¹ RAA実施法案及び日比RAAの内容等については、奥利匡史「深化する日本とフィリピンの安全保障協力ー近年の日比安保協力の状況と部隊間協力円滑化協定・実施法案ー」『立法と調査』No. 474（2025. 4. 14）62～74頁を参照されたい。

⁷² 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第5号8頁（2025. 4. 4）

⁷³ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号（2025. 4. 15）

⁷⁴ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第5号2頁（2025. 4. 4）

⁷⁵ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第5号17頁（2025. 4. 4）大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

⁷⁶ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号（2025. 4. 15）大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

用車両が我が国で使用する移動の経路について事前に協議する旨が定められており、我が国はこの経路を定めることや、移動に制限を課すことで安全性を確保できるとした⁷⁷。

なお、先述のとおり、本法律案の提出に至った背景として、政府は、日豪・日英R A A及びこれらの実施法の下で共同訓練の実績が積み上げられた旨説明したが、車両の持ち込みを伴う訓練が実施されたことはないとする⁷⁸。

ウ R A Aに対する今後の国会の関与

本法律案は、各種R A A共通の実施法になり得るものであり、政府は、今後締結されるR A Aが本法律案の範囲内の内容となる場合、その実施のために法整備が必要ではないと説明していることから⁷⁹、R A Aに対する国会の関与について審議がなされた。

この点について、政府は、R A A自体が国会承認条約であることに変わりはなく、今後も国会に提出される旨述べた⁸⁰。また、R A A実施法案についても、仮に本法律案の担保措置でカバーされないR A Aが提出される場合には、新たな法律的措置について立法府の審査が改めて必要になる旨説明した⁸¹。加えて、新たなR A Aの実施のために法整備が必要でない場合であっても、国の防衛政策について丁寧な説明を通じて理解を得ることは極めて重要であり、防衛省として国会での説明に努めていくとの考えを示した⁸²。

(2) 日比R A A

ア 本協定の意義及び適用対象となる活動

本協定の意義について、中谷防衛大臣は、フィリピンとの間でこれまで共同訓練などの活動が重ねられてきたことに触れつつ、日比R A Aによって手続等が簡素化され、協力活動をより円滑に実施できる旨述べた⁸³。他方、戦略的パートナーであるフィリピンとの防衛面での協力と連携を深化させて、地域の平和と安定を確保するために尽力するとしつつも、本協定は特定の国を念頭に置いたものではないことを強調した⁸⁴。

本協定では、適用対象となる活動について、「両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動であって接受国において実施されるもの」と規定されているが、具体的な活動の類型は列挙されていない。この点について、政府は、個別具体的な協力活動の内容は、両締約国の法令の認める範囲内で、その都度各国が判断し、相互決定することになるとした上で、基本的には、これまでも活動実績のある共同訓練や災害救助といったも

⁷⁷ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号(2025.4.15) 大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

⁷⁸ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号(2025.4.15) 大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

⁷⁹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号(2025.4.15) 大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

⁸⁰ 第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号2頁(2025.4.4) 生稲晃子外務大臣政務官答弁

⁸¹ 第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号8頁(2025.4.4) 大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

⁸² 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号(2025.4.15) 大和太郎防衛省防衛政策局長答弁。なお、参議院外交防衛委員会において本法律案に付された附帯決議では、今後、新たに署名されたR A Aが本法律案の対象に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告することとされた(第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号(2025.4.15))。衆議院安全保障委員会でも同様の附帯決議が付されている(第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号31頁(2025.4.4)、同第11号(2025.6.12))。

⁸³ 第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号13頁(2025.4.4)

⁸⁴ 第217回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号13頁(2025.4.4)

のが中心になるとの認識を示した⁸⁵。加えて、本協定上、武力攻撃事態などの状況において協力活動を実施することとなる可能性は排除されていないとしつつも、自衛隊の活動は、飽くまで憲法及び自衛隊の活動根拠を定める法令の認める範囲内においてのみ実施されるものであり、本協定は、憲法を含めた法令を超えて自衛隊が何らかの活動を行うための根拠を与えるものではないことを強調した⁸⁶。

また、南シナ海をめぐるフィリピンと中国の対立が表面化していることを踏まえ、本協定に基づく協力活動によって我が国がこの対立に巻き込まれるのではないかとの指摘があった。この点、岩屋外務大臣は、日比R A Aが締約国相互の軍事支援を法的に義務付けるものではなく、適用対象となる協力活動は、我が国として主体的に判断することになるので、こうした懸念は想定されないとの考えを示した⁸⁷。

イ 死刑制度をめぐる刑事裁判権の扱い

本協定では、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対する刑事裁判権の行使について、派遣国と接受国の裁判権が競合する場合、専ら派遣国部隊のみに係る事案又は派遣国部隊の公務執行中の事案については、派遣国が裁判権を行使する第一次の権利を有し、それ以外の事案については、接受国が裁判権を行使する第一次の権利を有する旨が規定されている。こうした規定がある中、フィリピンは死刑廃止国であることから、仮に、我が国でフィリピン軍の構成員等が公務外で死刑判決を受ける可能性のある罪を犯した場合、日本側が裁判権を行使できるのかという点が問われた。政府は、フィリピン軍の構成員等である被疑者に死刑が科される十分な可能性がある場合、本協定の附属書等の規定によって、フィリピン側は被疑者の逮捕、引渡しや捜査に関する相互援助義務⁸⁸を免除されるとしつつ、日本国内で我が国の警察が被疑者の逮捕等の警察権を行使するに当たり、フィリピン側はそれを妨害してはならないこととなっている旨説明した⁸⁹。同時に、こうした規定により、日本側が裁判権を行使すべき罪に当たる場合、我が国の裁判所の判決により死刑が科され得ることを付言した。

ウ 合同委員会の議事録の扱い

本協定では、相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置することが規定されているが、この合同委員会の議事録の作成に関する規定がないため、その扱いが問われた。政府は、合同委員会における具体的なやり取り、作成される書類、取決めを含む決定事項、その他の合同委員会に関連した情報の扱いについては、日比間で調整の上、本協定発効後に合同委員会で正式に決定するとした上で、相手国との忌憚のない意見交換や協議を確保するため、公開することは想定していないと述べた⁹⁰。他方、双方の同意があればできる限り公表していくという姿勢

⁸⁵ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第5号28頁（2025.4.4）大和太郎防衛省防衛政策局長答弁

⁸⁶ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号（2025.5.9）宮本新吾外務省アジア大洋州局南部アジア部長答弁

⁸⁷ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号（2025.5.9）

⁸⁸ 日比R A Aの協定本体に規定されている義務である。

⁸⁹ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第5号13頁（2025.4.4）柏原裕外務省大臣官房参事官答弁

⁹⁰ 第217回国会参議院外交防衛委員会議録第18号（2025.6.5）宮本新吾外務省アジア大洋州局南部アジア部長答弁

は必要であることから、フィリピン側と意思疎通していきたいとの考えを示した⁹¹。

なお、既に発効している日豪・日英R A Aの下での合同委員会の状況について、岩屋外務大臣は、日豪の合同委員会第1回会合が2023年8月、日英の合同委員会第1回会合が2023年10月に実施され、これらの議事録は、相手国との協議を踏まえて公表していないことを明らかにした。これらを不開示とした対応について、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合には、情報公開請求に対して行政文書を不開示とできることを定めた情報公開法の趣旨とも整合的なものであるとの認識を示した⁹²。

エ 今後のR A A締結についての方針

このほか、R A Aの締結に向けた今後の政府の方針について質疑があった。中谷防衛大臣は、R A Aは、相手国との安全保障、防衛協力の更なる促進に資するものであり、インド太平洋地域の平和と安定を支えることにつながるので、R A A等の制度の枠組みの整備を含めて、引き続き、多角的、多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していきたいとの考えを述べた⁹³。また、岩屋外務大臣は、今後のR A Aの交渉相手国について明確な基準はないとしつつも、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する我が国として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、コミットを強化している同志国等と優先的にR A Aなどの取決めを締結していくことが望ましいとの認識を示した⁹⁴。

なお、政府は、フランスとの間でR A Aの交渉中であることを紹介しつつ⁹⁵、既にR A Aを締結している英米系の豪州や英国と法体系が異なるフィリピンとの間でも基本的に同内容のR A Aの署名に至ったという実績を踏まえれば、今後我が国が締結するR A Aの内容が異なるものとなることや、その交渉が困難となるようなことは一概には想定していないとの見通しを示した⁹⁶。

(あまいけ きょうこ、ふじかわ たかあき、おくり まさふみ、
さくま あつし)

⁹¹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号（2025. 6. 5）宮本新吾外務省アジア大洋州局南部アジア部長答弁

⁹² 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号（2025. 5. 9）

⁹³ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号（2025. 4. 15）

⁹⁴ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号（2025. 5. 9）

⁹⁵ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号（2025. 5. 9）北川克郎外務省欧州局長答弁

⁹⁶ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第5号4～5頁（2025. 4. 4）松尾裕敬外務省大臣官房審議官答弁